

全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000円に引上げることを求める意見書

最低賃金は、例年7月末の中央最低賃金審議会（中賃）の目安を受けて、7月末から8月上旬にかけて各都道府県の最低賃金審議会（地賃）で審議・答申がなされ、本県の場合は、沖縄労働局長が公示して10月上旬に発効する手順で行われる。

中賃目安は47都道府県をA～Dの4つのランクに区分して答申するため、ランクごとの格差は広がる一方となっている。最低賃金が最も高いAランクの東京と比べると、2008年から2018年の10年間で、東京は766円から985円へと1.286倍になり、Dランクの沖縄は627円から762円へと1.215倍となっている。2008年に139円であった格差は、2018年には223円に広がっている。同じ企業に雇用され、同じ業務に従事していたとしても、住んでいる地域によって賃金に格差をつけるランク制を廃止し、全国一律の最低賃金制度に改善することが必要である。

本県における現行の最低賃金額762円は、148.8時間（2017年の沖縄県の月平均就労時間）働いて11万3,386円、年収で136万632円にしかならず、公租公課を考慮すれば、可処分所得はさらに低下する。子どもの貧困が社会問題となっている本県において、子どもの貧困問題を抜本的に解決するには、子育て世代が「人たるに値する生活を送ることができる賃金」を得ることが不可欠であり、法の規制を受ける最低賃金を大幅に引上げることが有効である。

時給1,000円に引上げられたとしても、月額14万8,800円、年額178万5,600円であり、単身者でも生活を維持するには厳しい額と言わねばならないが、政府目標に掲げられている時給1,000円の実現を早急に図るべきである。

これを実現するためには、国の中小企業支援策を拡充することが必要となっている。よって、本議会は下記の事項について、その実現を強く求める。

記

- 1、地域間格差を広げ、人口流出の要因ともなっている、ランク制を廃止し、全国一律の最低賃金制度とすること。

また、中小企業においても安心して最低賃金を1,000円に引上げることができるよう、中小企業への支援策を拡充すること。

- 2、働く者が“働いても貧困”の状態から脱するために、最低賃金を直ちに時給1,000円に引上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月25日
沖縄県豊見城市議会

あて先 厚生労働大臣、沖縄労働局長